

平成28年度 6月定例教育委員会 会議 録

- ◎ 開催日時 平成28年6月30日（木）午後3時00分～3時45分
- ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
- ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	益田 耕吉	仲野 務	山元 直美

◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	西田 教育総務部 次長兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	祐村 生涯学習部 理事兼 生涯学習課長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	尾谷 中央図書館長
上田 金剛図書館長				
				(書記)小島 教育総務課長代理

平成 28 年度 6 月定例教育委員会会議録

平成 28 年 6 月 30(木)

開会：午後 3 時 00 分

閉会：午後 3 時 45 分

山本教育総務課長

それでは、平成 28 年度 6 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、7 月 25 日(月)午後 2 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《別紙、議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

それでは、平成 28 年度 6 月定例教育委員会会議を開会いたします。それでは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、益田委員よろしくをお願いいたします。

益田委員

わかりました。

芝本教育長

続いて、「日程第 2. 会議録の承認」、先月 5 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。それでは、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は、3 件の報告があります。まず、報告第 8 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は、「新たに承認申請のあった行事」がございませんので、特に説明はございませんが、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようなので、承認とします。続いて、報告第 9 号「平成 28 年第 2 回(6 月)富田林市議会定例会の報告」について、文化財課から報告をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、報告第 9 号「平成 28 年第 2 回(6 月)富田林市議会定例会の報告について」ご説明させていただきます。まずは、資料 1、とんだばやし未来会派からの代表質問として、辰巳議員から、「じないまちの位置づけを有意義なものとするために」と題し、重要伝統的建造物群保存地区を有する金沢市の取り組みを視察して、じないまちに関する取り組みの経過と現状、また今後の方向性についての質問がございました。質問の趣旨ですが、「富田林市と同じ重伝建地区がある、金沢市の取り組みを視察し、生活をされている町として、歴史的町並みの保存・整備と住環境改善、後世に引き継ぐ取り組みを行っている反面、維持管理問題、市民意識の醸成やまちづくりとの関わりなどの課題もある。観光都市ではなく、歴史文化都市としてのコンセプトを打ち出しではいるが、特に最近、北陸新幹線の影響で、来訪者が増加しマナー問題等が顕著である。そこで、富田林市として、同じような課題があると思うが、対応などと、その経過や現状を、また、寺内町に対して、本市各部局において、違った方向性を感じる時があるので、「寺内町の方向性」を、今一度提示していただきたい。」という質問でした。答弁といたしまして、文化財保護法では、歴史的な町並みの保存を図るために、重要伝統的建造物群保存地区制度が設けられており、富田林寺内町は、わが国にとって価値が特に高いと判断され、国に選定されている貴重な町並みである。経過として、本市では、平成 11 年に「富田林寺内町地区街なみ環境整備事業整備方針」を作成し、この整備方針に基づき、これまでに、歴史文化環境の保存、生活環境の整備として、

道路の美装化、じないまち遊園や展望広場の整備、じないまち交流館の設置、街路灯、案内板などの整備、また、防災整備として、地下貯水槽、消火栓、消火器の設置、修理修景事業の補助などのハード事業、町会での町内清掃や「まもり・そだてる会」との連携、自主防災組織化による防火活動などのソフト事業も行ってきたが、富田林寺内町においても、金沢市と同様な課題があり、例えば、空家等の課題については、現状では、有志の方々が、有限事業組合富田林町家利活用促進機構、通称「LLP まちかつ」を立ち上げ、本町地区も含めた町家等の活用希望者の相談・サポート窓口、所有者との橋渡し、また、町家利活用の方向性などの調査研究、活動を行っており、平成 27 年度までに 29 件を仲介、町家が店舗等として活用されている。今年 5 月にこの活動が広く認められ、「まちづくり法人国土交通大臣賞」を受賞している。今後の方向性として、地元では、重伝建地区選定時当初は、来訪者の増加を望んでおられなかったが、昨年度実施した地元住民アンケートの結果では、「静かに散策し、ごみを散らかさないなど、モラルをもった来訪者」なら増加を容認する意見が 6 割近くある。住民が生活を営みながら、歴史的な町並みを維持・継承されており、地元住民との理解と協働、意思疎通なくしては、様々な課題への取り組みができない。市として、寺内町を PR することで、本市の価値と魅力を大いに高めることにつながるものとして、今後とも安易な観光化を目指すものでなく、平成 25 年に策定した『観光事業の方向性について』にある富田林寺内町は、「歴史的風土を感じる「おちつきの空間」「市のシンボルとして「煌めく空間」「人が集まり文化が生まれる「賑わいの空間」「大量動員型でない教育文化をテーマにした「集客づくり」」を基本に、地元町会や地元で活動されている団体等と連携し、歴史的価値・文化的価値を活かせるよう進めていく、と答弁しました。

続きまして、資料 2、自民党 林議員からの個人質問で、「地方創生を推進するための観光事業を、魅力ある寺内町と連携した取り組みを求めて」と題し、旧田中家の位置付けとその有効活用について、開館までの経緯、活用状況と今後の計画、有名レストラン等の開設と地産地消の「食文化」の推進、そして、文化財課、商工観光課及び都市魅力創生課のより密なる連携による事業の拡充について、また、さらなる駐車場の充実について質問がありました。担当課として、文化財課、商工観光課、都市魅力創生課の 3 課で答弁を作成しております。質問の趣旨としまして、「国の登録有形文化財である旧田中家住宅について、改修等に相当な事業費をつぎ込んでいる割には、活用されていない。発想を転換して、駅にも、寺内町にも近いため、来訪者も呼べるような、文化的な価値を高め活用するために、「食文化」の発信をし、有名レストラン等を開設し「地産地消」を行うことを提案されました。また、事業を展開するには、駐車場整備も含め、市の内部で密なる連携をとって、前向きに検討すべきではないか。」との質問でした。答弁としまして、「旧田中家住宅は、富田林市本町に位置し、歴史的遺産の保存活用を図り、広く文化的活動に寄与できる施設として平成 24 年 5 月に開館し、平成 25 年に国の登録有形文化財にも登録された。これまでの経過として、空家となっていた歴史的民家を保存活用し、郷土文化に寄与するという趣旨のもと、平成 16 年 11 月に寄付を受け、調査等を行い、市では平成 17 年国土交通省「まちづくり交付金」事業、平成 20 年大阪府「石畳と淡い街灯まちづくり支援事業」(大

阪ミュージアム構想)の採択があり、旧田中家住宅は、国土交通省「社会資本総合交付金事業(空き家再生等推進事業)」や大阪府同支援事業の補助金を活用し、平成23年度耐震補強も含め改修し、一体的活用できる北側隣接地も改修中に寄付を受けた。現在の活用は、文化財施設として、多目的利用できる有料の貸しスペースや、当家庭の調度品などを展示し、当時の生活を伝え、改修時の耐震構造を見せるなど、生涯学習施設としての活用を図っている。北側部分は、様々なイベントで活用できるコミュニティ広場を配置し、一般の見学は無料としている。また、隣接する富田林寺内町との連携した「四季物語」や様々な文化的なイベントを行っている。今後の活用として、有名レストラン等の開設や、地産地消の「食文化」を活かす等の議員のご提案も含め、文化的遺産として形態を残しつつ、新たな活用ができないか、様々な観点・意見等を勘案し、関係課とも強力な連携をしながら、検討をしていく。とし、駐車場の充実については、国の重伝建地区内であり、文化財保護法で町並み保存が前提となっており、道路が狭あいで住民が生活をされている地域でもあることから、地区内では非常に困難であり、来訪者には、市営東駐車場及び民間駐車場を利用いただき、周辺地域も含め研究していく、と答弁しました。以上でございます。

芝本教育長
阪井委員

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

資料2の有名レストラン等の開設についてですが、何か具体的な提案があつて質問されているのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

有名レストランを開設等されている知り合いの方が寺内町に来られた際に、寺内町が非常に良い雰囲気であること、地元の野菜などを使用したレストランなどを開設すれば、旧田中家住宅の活用、地産地消、にぎわいにも繋がるのではという話を聞き、質問されました。

阪井委員

旧田中家住宅は国土交通省の「社会資本総合交付金事業」などの補助金を活用し、改修した建物ですが、収益目的の事業に貸し出しはできるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

基本的には、空き家を有効活用することを目的とした補助金ですので、用途についての規制はございません。

阪井委員

寄付を受けた富田林市が、レストラン等を開設するために事業者へ貸出して、収益を得ることは大丈夫ということですね。

房田生涯学習部次長代理

補助金の制度上、問題ないことを確認しております。

阪井委員

わかりました。

芝本教育長

他にご質問等はございませんか。

仲野委員

資料1の最後に「地元町会や地元で活動されている団体等と連携し・・・」ですが、寺内町のイベントに参加させていただいた際に、幼稚園児や保育園児などの作品が展示されているのを拝見し、微笑ましく非常に良い光景だと感じておりますが、どなたが幼稚園などに依頼されているのですか。

房田生涯学習部次長代理

イベントの実行委員会から幼稚園児や保育園児などに依頼しております。

仲野委員

教育委員会へ関知していないのですか。

房田生涯学習部次長代理

今のところ、関知しておりません。

仲野委員

そういうことも踏まえて「地元町会や地元で活動されている団体等と連携し進めてまいります」とされているのですか。

房田生涯学習部次長代理 そのとおりです。今年度は地元で活動されている団体等を集めて連絡会などを開催していこうと検討しております。

仲野委員 わかりました。

芝本教育長 他にご質問等はございませんか。

山元委員 先程、阪井委員からの質問で、「補助金に関しては問題ない」とご説明がありましたが、例えば、学校の体育館などは営利目的には貸出していない状況で、市が所有している施設に対して、営利目的の団体が入ることは大丈夫なのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理 その件につきましては、現在、文化財施設として教育委員会の所管となっていますが、教育委員会から所管が変更された場合等で、可能になると思われますので、関係課と連携をしながら検討してまいりたいと考えています。

芝本教育長 他に何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、続いて、報告第10号「平成27年度富田林市一般会計予算継続費繰越計算書の報告」について、学校給食課から報告をお願いします。

西田教育総務部次長 それでは、報告第10号「平成27年度富田林市一般会計予算継続費繰越計算書の報告」について報告をさせていただきます。本件につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により6月の市議会定例会におきまして報告をいたしております内容でございますが、(款)教育費 (項)小学校費「事業名 給食センター建替事業」につきましては、平成27年度の事業費が確定したことに伴いまして、1,323万7千円を翌年度に繰り越しさせていただいたものでございます。なお、その理由としまして、設計業務の出来高が当初予定を下回ったことによるものです。また、財源につきましては、地方債及び繰越金でございます。以上でご説明とさせていただきます。

芝本教育長 この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、続いて日程第4.富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は8件の案件がございます。まずは、議案第9号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長 それでは、議案第9号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明させていただきます。当委員会は、今年4月の定例教育委員会議において、「富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱」について、ご議決いただき設置させていただいたものでございます。委員会においては、余裕教室活用指針に基づき、市立小・中学校に生じた余裕教室について、学校教育上必要とする活用のほか、地域等での活用方法等を検討、審議することとしております。このたび、「富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱」第3条の規定により、委嘱・任命をお願いするもので、任期は、平成28年7月1日～平成30年6月30日までの2年間です。選出委員につきましては、議案書第9号の表のとおりでございます。ご審議よろしくお願いたします。

芝本教育長 ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第9号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。続いて、議案第10号「平成29年度使用教科用図書の採択」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理 それでは、議案第10号「平成29年度使用教科用図書の採択」について、ご説明させ

ていただきます。平成 29 年度は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、小学校、中学校とも採択替えをする年ではないため、平成 28 年度と同一の教科用図書を採択することとなっております。また、一般図書の採択につきましては、児童生徒の実態により、議案第 10 号にあります拡大教科書を学校教育法附則第 9 条による教科用図書として採択くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 10 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。適切な教科用図書を活用して子どもたちの成長をささえてほしいと思います。続いて、議案第 11 号「富田林市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命」について、生涯学習課から説明をお願いします。

祐村生涯学習部理事

それでは、議案第 11 号「富田林市放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明申し上げます。富田林市放課後子ども教室運営委員会委員は、放課後子ども教室推進事業を円滑に進めるため、富田林市放課後子ども教室運営委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき設置されたもので、事業運営や促進の方策等について協議を行うものでございます。本日、ご提案申し上げました委員につきましては、選出組織の変更に伴う委嘱で、変更となった委員につきましては議案書の網掛け部分でございます。参考として、新旧対照表に記載しております。川田委員、上田委員は、PTA 役員の改選に伴うもので、山本委員は、学校の人事異動に伴うもので、杏中委員は、前任者の退任に伴う交代でございます。なお、任期につきましては、他の委員と同じく平成 29 年 6 月 30 日まででございます。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 11 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。運営委員会の意見など参考にさせていただき、放課後教室の活性化を進めてください。続いて、議案第 12 号「富田林市社会教育委員の委嘱・任命」について、生涯学習課から説明をお願いします。

祐村生涯学習部理事

それでは、議案第 12 号「富田林市社会教育委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明申し上げます。社会教育委員につきましては、教育委員会の附属機関として、社会教育全般についての意見具申等をいただくため、社会教育法第 15 条及び富田林市社会教育委員設置条例の規定に基づき設置されているものでございます。現委員の任期が、本日 6 月 30 日をもって満了を迎えますことから、新たに、委嘱・任命を行うものでございます。なお、任期満了に伴う委嘱・任命のご提案ではございますが、引き続き再任をお願いいたしました委員につきましては、説明を省略させて戴きます。新たにお問い合わせを申し上げます委員、あるいは、選出組織の変更等によりまして選出されました委員について、議案書に網掛けするとともに、下記に、新旧委員対照表に明記させて戴きました。蛭田委員は、富田林高校校長着任によるもので、小崎委員は青少年指導員連絡協議会役員改選に伴うもの、中安委員は山口委員の退任、西仲委員は中道委員の退任によるものでございます。なお、任期につきましては富田林市社会教育委員設置条例第 4 条の規定により、平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 2 年間

でございます。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

芝本教育長
阪井委員

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。
澤田義延さんは、元大阪府教育委員会 南河内教育事務所 社会教育担当で社会教育委員に任命されたうえで、先の議案第 11 号で社会教育委員として、「その他子どもの健全育成に関わる者」になられているのですか。それとも、以前から社会教育委員をされているのでしょうか。

祐村生涯学習部理事

澤田義延さんは、社会教育委員からの推薦で、平成 27 年 7 月 1 日より議案第 11 号「富田林市放課後子ども教室運営委員会」の委員でございます。以前から社会教育委員を歴任されており、社会教育委員に任命された際の役職が元大阪府教育委員会 南河内教育事務所 社会教育担当でございます。

阪井委員
芝本教育長

わかりました。
他にご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 12 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。委員会での意見を参考にいただき、社会教育の推進をお願いいたします。続いて、議案第 13 号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」について、文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは議案第 13 号「富田林市伝統的建造物群保存審議会委員の委嘱・任命」についてご説明させていただきます。当審議会は、伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について市長及び教育委員会に建議するものでございます。当審議会委員につきましては、富田林市伝統的建造物群保存条例第 12 条第 3 項に基づき委員会が委嘱又は任命することとなっております。今回の委嘱につきましては、地元関係者選出委員の変更に伴うものでございます。富田林町町総代会役員及び役割分担の変更がございまして、当審議会には、神谷光雄 様から、澤武修 様に変更するものです。なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、平成 29 年 7 月 31 日までとなっております。また、4 月から大阪府の組織改編により、オブザーバーであります、大阪府教育委員会文化財保護課が、大阪府教育庁文化財保護課に変更となっております。変更箇所は網掛けをしております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

芝本教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 13 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。審議会での意見等を参考にいただき、寺内町の保存などの取り組みを進めてください。続いて、議案第 14 号「富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命」について、中央図書館から説明をお願いします。

尾谷中央図書館長

それでは議案第 14 号「富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命」についてご説明させていただきます。図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として、設置しております。本年 6 月 30 日をもって委員の任期が満了になることに伴い、お手元の名簿に記載しております 10 名の方を本年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 2 年間、当協議会委員に選任いたしたく、図書館法第 15 条及び本市図書館条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、ご提案申し上げるものでございます。下段に記載しております委員の新旧対照表をご覧ください。岡田奈未子委員につきましては、青少年指導

員役員の推薦によるものです。木下みゆき委員につきましては、大阪大谷大学 文学部 日本語日本文学科の教授に就いておられまして、大学からの推薦によるものです。河津貞男委員につきましては、園長会の役割分担でございます。残りの 7 名の方につきましては、引き続きお願いするものです。以上でございます。ご審議よろしくお願いいいたします。

芝本教育長
阪井委員

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。大阪大谷大学 文学部 日本語日本文学科の教授とか説明を受けたらわかるのですが、備考欄に教授など記入したほうが良いのではありませんか。

尾谷中央図書館長
芝本教育長

次回から明記させていただきます。

他にご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 14 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。協議会の意見などを参考にしていただき、市民に活用される図書館運営をお願いいたします。続いて、議案第 15 号「富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命」について、中央公民館から説明をお願いします。

室井公民館長

それでは、議案第 15 号「富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命」について、ご説明させていただきます。公民館運営審議会は、社会教育法第 29 条の規定により、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。提案の理由でございますが、本審議委員の任期が、本年の 6 月 30 日をもって任期満了を迎えますことから、新たに、委嘱・任命を行うものです。本日、ご提案申し上げました委員のうち、再任をお願いいたしました委員につきましては説明を省略させていただきます、今回、新たに委員として選出されました委員を、議案書下段に、新旧対照表として明記させていただきましたので、新たな委員の説明をさせていただきます。まず、学校教育関係者の堂之本篤弘委員の退職により後任に、大阪府立富田林高等学校新校長の蛭田勲 様を、同じく学校関係者として小中学校校長会より西野元偉委員から、寺池台小学校の川上真次校長に、社会教育関係者として青少年指導連絡協議会の福田賢治様の会長職交代により後任に、副会長の蒲祥二 様を、家庭教育関係者の浅岡紀巴子委員の後任に、今年 3 月まで津々山台幼稚園園長をされていた中島芳昭 様を、そして松田周一委員の後任としまして、昨年度まで富田林高等学校校長をされていた堂之本篤弘先生に学識経験者として、お残りいただくようお願いいたしました。なお堂之本先生は現在、大阪工業大学特任教授をされておられます。任期につきましては、本条例、第 2 条第 1 項の規定により 2 年間で、期間は、本年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日でございます。以上で、提案の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 15 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。審議会の意見などを参考にしていただき、図書館同様、市民に活用される公民館運営をお願いいたします。続いて、議案第 16 号「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

西田教育総務部次長

それでは、議案第 16 号「富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命」について、ご説明をさせていただきます。この件は、4 月の定例教育委員会で議決をいただいておりますが、表中の「第 2 号理事の小学校給食主任代表」につきましては、平成 28 年 5 月の

給食主任会にて、「第4号理事（小学校PTA代表）」につきましては、平成28年度PTA総会を経て、新たにご推薦をいただきましたので、今回、「小学校給食会設置要綱第3条」の規定により、平成28年度の理事を委嘱・任命するにあたり、改めて議決を頂くものです。議案書の「氏名」欄で網掛けになっている方が新たに理事として委嘱・任命させていただく方々です。欄外には新旧理事の対照表を参考に掲げております。なお、任期につきましては、前理事の残任期間として、平成29年3月31日までとなっております。以上、小学校給食会理事の委嘱・任命についての説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。本件について、何かご質問等はございませんか。よろしいですか。そうしましたら、議案第16号につきましては、議案どおり議決されました。理事会の意見などを参考にいただき、安全・安定した小学校給食の提供をお願いいたします。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成28年度6月の定例教育委員会会議を終了いたします。